

小平市教育委員会会議録（甲）

— 3 月 定 例 会 —

平成23年3月28日（月）

開催日時 平成23年3月28日（月） 午後2時00分～午後4時28分

開催場所 505会議室

出席委員 伊藤文代委員長
荒畑忠弘委員長職務代理者
森井良子委員
山田大輔委員
阪本伸一教育長

説明のための出席者 関口徹夫教育部長
内野雅晶教育部理事兼指導課長
有馬哲雄教育部理事（生涯学習・体育）
阿部和生教育庶務課長
鶴巻好生学務課長
永田達也学務課長補佐
市川清学校給食センター所長
白倉克彦指導課長補佐
阿部裕生涯学習推進課長
小島淳生体育課長
深谷達中央公民館長
松原悦子中央図書館長
島川浩一教育部参事
谷口雄鷹指導主事
佐藤晴美指導主事

書記 伊藤祐子教育庶務課長補佐、山本裕和教育庶務課主事
傍聴者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会3月定例会を開催いたします。

議事に入る前に、一言申し上げます。去る3月11日に東北地方太平洋沖地震により、多くの方々が被害にあわれました。この場をおかりして心からお悔やみ申し上げますとともに、お見舞い申し上げます。ここに亡くなられた方々のご遺族の皆様に対して、深く哀悼の意を表するとともに、被災地の一日も早い復興を願い、皆様とともに黙祷をささげたいと思います。

—黙祷—

(署名委員)

○伊藤委員長

それでははじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は荒畑委員長職務代理者及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（15）、（16）、（17）及び議案第69号から第74号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

(教育長報告事項)

○伊藤委員長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（1）市議会3月定例会について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（1）市議会3月定例会についてを報告いたします。

市議会3月定例会は、2月22日から開催され、3月23日の本会議最終日をもって閉会となりました。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って、報告いたします。

はじめに、2月23日から25日までの3日間に一般質問がございました。一般質問は、23人の議員から62件の質問が出され、うち、教育委員会に関連したものが、20件でございます。これらの内容につきましては、資料No.1にてご確認ください。なお、資料には、市長が答弁されたもののうち、教育委員会に関連する部分につきましても、抜粋して記載してございます。

次に、3月1日から3日まで、一般会計予算特別委員会において、「平成23年度小平市一般会計予算」が審査され、教育部の審査は3月3日の午後に行われました。

次いで、3月8日には総務委員会が開催され、「平成22年度小平市一般会計補正予算（第6号）」の審査が行われ、可決すべきもの、とする審査結果でございました。

さらに、翌3月9日に生活文教委員会が開催され、「小平市立体育施設条例の一部を改正する条例」が審査され、全会一致で、可決すべきものと決せられました。

そして、3月23日の本会議最終日では、平成23年度小平市一般会計予算は、賛成多数により、平成22年度小平市一般会計補正予算（第6号）及び体育施設条例の一部を改正する条例は、全会一致により、それぞれ可決されました。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（2）東北地方太平洋沖地震の対応について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（2）東北地方太平洋沖地震の対応についてを報告いたします。資料はございません。

去る3月11日（金）、午後2時46分頃、三陸沖を震源に地震が発生し、小平市においても震度5弱を観測しました。

地震発生後、各学校に児童・生徒の安否確認をした後、小学生においては、原則、保護者の引き取りを求め、中学生においては集団下校を実施いたしました。小平第三中学校では、3年生が都心部に校外学習に訪れていましたが、急遽大型バスを手配し、翌朝までに生徒は全員帰宅いたしました。当日、地震発生による児童・生徒のけが等はございませんでした。

翌日12日からは、前日までに各学校から報告のあった施設の被害等を全校確認し、緊急に修繕が必要である箇所については、業者に手配を行いました。

3月13日夜に、地震による影響から電力不足が危惧され、翌14日に交通機関が運休する情報を確認いたしました。これを受けて、教育委員会は、教職員が学校に出勤できるのか、各学校の給食の提供ができるか確認を要するため、3月14日に市内公立小・中学校を臨時休業とすることを決定いたしました。

また、東京電力による計画停電を受け、3月16日付で各学校に節電強化の対応について通知いたしました。

さらに、可能な限り節電に協力すること及び市職員の緊急応援体制を組むことから、市内公共施設の一部を3月19日から3月21日まで、休館することとしました。

教育施設では、平櫛田中彫刻美術館、鈴木遺跡資料館、体育施設、公民館及び図書館を休館としております。

最後に、地震による被災者、原子力発電所の避難勧告による被災者の受け入れについては、東京都と、受入方法、場所、人数の調整を行っておりますが、現在、清里の小平市立八ヶ岳山荘へ

の受け入れ準備をしているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（3）平成23年度中学校給食実施計画について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（3）平成23年度中学校給食実施計画についてを報告いたします。
資料No.2をご覧ください。

平成23年度も昨年度と同様の、1食あたり280円で給食を提供いたします。
生徒一人あたりの平均年間給食回数は、180回を予定しており、最高予定回数は186回、最低予定回数は171回となっております。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（4）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（4）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

平成23年3月25日現在の市内公立小・中学校の臨時休業措置の状況でございますが、小学校で15校、延べ54学級、中学校は、3校、延べ5学級でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（5）小平市教育委員会表彰等に関する要綱の全部改正及び小平市教育委員会表彰等審査会運営要綱の廃止について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（5）小平市教育委員会表彰等に関する要綱の全部改正及び小平市教育委員会表彰等審査会運営要綱の廃止についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

「小平市教育委員会表彰等に関する要綱」は、「小平市教育委員会表彰等に関する規程」の施行に関し必要な事項を定めるものでございますが、表彰基準を大幅に見直すとともに、条文の形式を整えるため、全部改正を行うものでございます。

また、全部改正にあたって、小平市教育委員会表彰等審査会の組織及び運営に関する規定を盛り込んだことに伴い、「小平市教育委員会表彰等審査会運営要綱」を廃止するものでございます。詳細につきましては、阿部教育庶務課長から説明させます。

○阿部教育庶務課長

「小平市教育委員会表彰等に関する要綱の全部改正及び小平市教育委員会表彰等審査会運営要綱の廃止について」説明いたします。

「小平市教育委員会表彰等に関する要綱」につきましては、表彰基準の大幅な見直しを行うとともに、条文の形式を整えるため、全部改正を行うものでございます。

表彰基準の見直しについて具体的に申し上げますと、資料1枚目の裏面、別表（第2条関係）をご覧ください。規程第2条第1号、児童・生徒を対象とする表彰でございますが、ウに規定するものとして、東京都や全国の大会・コンクール等で優秀な成績を修めた場合の表彰は、これまでは学校の授業や部活動等に基づくものに限定しておりましたが、個人または民間の団体に所属しての活動や、学術等の分野における成果も対象に加えることによって、児童・生徒の意欲や意識の一層の高揚を図るものでございます。

次に、規程第2条第2号、教職員を対象とする表彰でございますが、イに規定するものとして、国や東京都の指定や研究奨励費に基づく研究活動は、教職員の意識高揚、活動の奨励といった当初の目的を達したと考えられるため削除し、自発的な研究活動等により外部から高い評価を受けたものに限定するものでございます。

次に、規程第2条第3号、特別職の職員で非常勤のものに対する表彰でございますが、表でいきますと、表彰等基準の真ん中ほどに記載がございます。特別支援教育巡回相談員を対象に加えるとともに、これまで「任期1期以上で退職した者」としていたものを、多くの非常勤特別職の任期が根拠条例で2年とされていることに鑑み、「在職2年以上で退職した者」に変更いたします。また、在職時に市職員または教職員であった者を表彰対象から除外いたします。

さらに、表の欄外、備考をご覧ください。一番下でございます。「同一の事由による表彰等は、原則として行わないものとする」という一文を加えました。これに伴い、児童・生徒の福祉活動等について、これまでの「1年以上継続」という要件及び「同一の活動に対する表彰を3年間行わない」とする文言を削除いたします。

終わりに、「小平市教育委員会表彰等審査会」の組織及び運営につきましては、資料の表面をご覧ください。第4条に規定してございます。この規定を新たに盛り込んだことにより、廃止となる「小平市教育委員会表彰等審査会運営要綱」を、参考までに資料として添付してございます。審査の適正を期するため、審査会の構成員を、これまでの、教育部長及び教育委員会事務局の課長または課長相当職から、教育部の部課長及び部課長相当職に変更した以外、大きな変更はございません。

なお、ただいまご説明しました要綱の全部改正と廃止の施行期日は、平成23年4月1日でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（６）小平市立学校の通常の学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介助員配置要領の一部改正について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（６）小平市立学校の通常の学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介助員配置要領の一部改正についてを説明いたします。

このたび改正いたしました主たる内容は、小平市立学校の通常の学級に在籍する肢体不自由者である当該児童・生徒に係る教育活動の一層の充実を図ることを目的に、介助員の配置日の限度を週２日から週３日にしたものでございます。

詳細については、島川教育部参事から説明させます。

○島川教育部参事

「小平市立学校の通常の学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介助員配置要領の一部改正について」、説明いたします。

資料№.5「新旧対照表」をご覧ください。

改正の１点目といたしましては、介助員の配置日の限度を週２日から週３日にいたしました。

２点目は、第３条に、保護者は、対象者の学校生活に必要な介助を行うものとする明記されているため、重複を除く観点から、第６条第３項の配置日以外の日については、配置者の保護者がその責任において介助を行うものとするという条文を削除いたしました。

３点目は、介助員の配置が当該児童・生徒の教育活動の一層の充実に資することを目的に、第６条第３項に新たに、配置の具体的方法については、教育的配慮のもとに決定し、必要に応じて随時見直すものとするという内容を加えました。

４点目は、第８条に関する変更です。介助員の業務に配置者の安全の確保を加えました。また、その他、２カ所について対照表のとおり文言の訂正を行いました。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（７）小平市特別支援教育総合推進計画前期計画の策定について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（7）小平市特別支援教育総合推進計画前期計画の策定についてを説明いたします。

このたび、小平市特別支援教育総合推進計画前期計画を策定いたしました。

策定に当たりましては、昨年11月に素案を作成し、その後パブリックコメントを実施いたしました。その結果、いただきましたご意見の一部を計画に反映いたしました。

詳細につきましては、島川教育部参事から説明させます。

○島川教育部参事

このたび、小平市特別支援教育総合推進計画前期計画を策定いたしました。資料No.6をご覧ください。

策定に当たりましては、昨年11月に素案を作成し、同月26日から12月26日までパブリックコメントを実施しましたところ、92件の意見がありました。このうち16件を反映、11件を一部反映いたしました。

パブリックコメントによる計画の主な変更点として、資料や用語集の巻末への記載、小平市特別支援教育連絡会（仮称）の委員の追加、事業等の記載内容の追加などを行いました。詳しくは、「小平市特別支援教育総合推進計画前期計画素案に対するパブリックコメントの実施結果について」をご覧ください。

市民の皆様には、4月5日号の市報及びホームページで計画の策定についてお知らせいたします。なお、計画は明日からホームページで公開するほか、印刷・製本ができ上がり次第、市政資料コーナー、東部・西部出張所で閲覧でき、210円で販売もいたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（8）仲町公民館・仲町図書館改築に伴う基本設計の説明会の実施報告について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（8）仲町公民館・仲町図書館改築に伴う基本設計の説明会の実施報告についてを報告いたします。

昨年12月17日から19日にかけて「仲町公民館・仲町図書館改築に伴う住民説明会」を実施いたしました。

そこでいただいたご意見、ご要望を検討し、まとめました基本設計につきまして、3月12日に再度、説明会を開催いたしました。

資料No.7のとおりでございます。

詳細につきましては、松原中央図書館長から説明させます。

○松原中央図書館長

それでは、「仲町公民館・仲町図書館改築に伴う基本設計の説明会」を実施しましたので、ご報告いたします。

まず、日時、場所、参加者数でございますが、平成23年3月12日、土曜日、午後2時から4時まで仲町公民館において開催し、参加者は31名でした。

その他に、市側からは公民館、図書館、たてもの整備課が、事業者といたしまして「妹島和世建築設計事務所」が参加いたしました。

資料をご覧ください。

当日、配付いたしました資料は、ご覧のとおり3点でございます。

「仲町公民館・図書館改築に伴う基本設計への意見・要望のまとめ」、「基本設計段階におけるパブリックコメントの対応状況」、最後に「平面図」でございます。

その他に、模型及びプライバシーに配慮した壁面の事例を展示しました。こちらに参考に置いてございます。

内容でございますが、まず、市から、昨年12月の住民説明会及び昨年6月の「パブリックコメント」においていただきました意見・要望等に対する対応状況について、資料に基づいて説明いたしました。

続いて、事業者からパワーポイントを用いて、設計のコンセプトと住宅街でプライバシーに配慮して建設された建物の事例を紹介するとともに、平面図と模型を使用して、市民の方々からいただきました意見等を反映し、まとめた基本設計について説明いたしました。

その後、参加者の方から質問を受けました。

それでは、意見・要望への対応状況について概要を報告いたします。資料をご覧ください。

はじめの資料の「仲町公民館・仲町図書館改築に伴う基本設計への意見・要望のまとめ」でございます。

第一点目の「外観」については、外壁のガラス使用はメンテナンスを考慮しながら、外から中が見えない素材を使用し、プライバシーに配慮するとともに、小さな棟が集合してつながる建物とし周辺環境と調和させています。

第二点目の「駐車場・駐輪場」については、駐車スペースは以前の6台から7台分、その他に臨時のスペースを考慮しており、駐輪場は18台分確保していますが、さらに全体のバランスを見ながら、確保できるように検討します。

第三点目の「生活環境」については、工事中の安全対策、騒音、振動対策について施工業者並びに関係機関と十分調整し、近隣住民へ丁寧な説明と配慮をいたします。また、テラスについては、2カ所から南側1カ所に変更しております。

第四点目の「設計に関すること」につきましては、雨水利用や屋上緑化及び自然の光や、木々の風を取り込むなど、環境に配慮し、また維持管理にかかるコストを検証しながら進めています。さらにバリアフリーなど、だれもが利用できるユニバーサルデザインを考慮します。

第五点目の「機能・レイアウト」については、1階はカフェラウンジに自動販売機、また道具が保管できる陶芸室、地下に印刷室、更衣室、保育・おはなし室、収納倉庫などを設置します。また、エレベーターをわかりやすい位置にするなど、スムーズな動線になるよう考えています。

最後の「その他」の項目、及びパブリックコメントの対応状況は資料をご覧ください。

これらの意見を反映し、まとめた基本設計が資料の「平面図」となります。また、あわせて模型もそちらに展示しておりますので、ご覧ください。

部屋の配置等につきまして、簡単にご説明いたします。地下1階には比較的音の出るホール、多目的室、保育・お話室、そして閉架書庫、1階とつながっている事務室がございます。1階にはそれぞれの部屋が独立して配置されており、エントランスラウンジと事務室、カフェラウンジ、調理や陶芸ができる多目的室がございます。2階には、読書ラウンジと多目的室があり、3階は読書ラウンジとなっております。

最後に、今後の予定についてご説明いたします。基本設計を今年度に完成させ、23年度には実施設計を完成させ、24年度、25年度にかけて解体工事、引き続き本体工事を実施し、26年度の第一四半期にはリニューアルオープンする予定でございます。

報告は以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（9）御用留内容目録3（小川村上巻）の発行について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（9）御用留内容目録3（小川村上巻）の発行について、報告いたします。委員の机上に配付いたしました資料をご覧ください。

中央図書館では、小川村の名主を務めていた小川家に残されている「小川家文書」の御用留139冊のうち、享保6年（1721年）から嘉永6年（1853年）までの86冊の内容を紹介するものです。御用留とは、御用を書きとめるということで、領主や幕府からの触書や廻状、村方から差し出す願書などを名主が書きとめ綴っておく帳簿のことであり、その内容を目録としてまとめ、刊行しました。

市内の図書館で、閲覧、貸し出しを行うとともに、図書館、ふるさと村、市政資料コーナーで、販売もしております。さらに国会図書館、都立中央図書館、都立多摩図書館、都内の公共図書館等に資料として寄贈いたしました。

市民の方々には、図書館ホームページ、ポスター等で周知するとともに、4月5日号市報に掲載予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（10）小平市平櫛田中彫刻美術館「わくわく体験美術館ウィーク」について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告（10）小平市平櫛田中彫刻美術館「わくわく体験美術館ウィーク」についてを説明いたします。資料No.8をご覧ください。

次世代を担う小・中学生には、彫刻などの芸術にもっと親しんでもらう必要があると考えておりますことから、そのための事業の一つとして、平成18年度から、期間を定めて小・中学生の観覧料を免除し、美術に親しむ機会を提供する「わくわく体験美術館ウィーク」を開催しております。

開催期間中の実績といたしましては、平成20年度は235人、平成21年度は205人、昨年度は192人の子供たちが来館しております。

この事業について、小・中学生向け教育普及活動をさらに充実させる意味から、平成23年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。

開催期間でございますが、第1期は、こどもの日を中心にゴールデンウィークの4月23日（土）から5月5日（木）までの13日間、第2期は、小中学生の夏休みの7月20日（水）から8月31日（水）までの43日間、第3期は、東京都教育の日及び文化の日を中心とする10月22日（土）から11月6日（日）までの16日間でございます。

なお観覧料の免除は、小平市平櫛田中彫刻美術館条例第6条第2項、同施行規則第3条の規定に基づき行うものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（11）小平市平櫛田中彫刻美術館における「東京の美術館・博物館共通入館券ぐるっとパス2011」による入館の観覧料について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（11）小平市平櫛田中彫刻美術館における「東京の美術館・博物館共通入館券ぐるっとパス2011」による入館の観覧料についてを説明いたします。資料No.9をご覧ください。

このパス制度は、都内美術館及び博物館の普及広報、新たな需要の開拓、新たな観光資源の創出を目的としたものでございます。

都内の美術館・博物館が負担金を納めて加入し、利用者が1冊2,000円のチケットブックを購入すると、加入している施設に、最初の利用日から2カ月間、無料または割引料金で入館で

きるという制度でございます。

小平市平櫛田中彫刻美術館では、そのPRと集客の増を目的として、昨年度に引き続き、この「東京の美術館・博物館共通入館券ぐるっとパス2011」に加入することといたしました。

平成23年度におきましては、都内71の施設の美術館及び博物館が加入し、近隣では、多摩六都科学館や小金井公園内にある江戸東京たてももの園などで利用できます。

加入に際し納める負担金につきましては、年度末に、報奨金を加算して全額返金される予定となっております。

この「ぐるっとパス」による観覧料につきましては、無料と割引扱いがありますが、加入している多くの施設が常設展・企画展とも無料となっていること、さらに都内からはやや遠い、多摩エリアという立地環境も勘案いたしまして、小平市平櫛田中彫刻美術館におきましては、平櫛田中彫刻美術館条例第6条第2項及び同条例施行規則第3条第1項第2号の規定に基づき、観覧料を免除し、無料扱いとするものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（12）寄附の受領について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（12）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.10をご覧ください。

〔I〕は、熟語大辞典を、読売新聞小平地区様より、小平市立小学校への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

〔II〕は、チャイルドラインのクリアファイルを、中山小児科医院様より、小平第九小学校への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

この場をおかりしてお礼申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（13）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（13）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。今回報告いたします承認事業は、資料No.11のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは19件でございます。

最初に、受付番号（88）、事業名、小平青年会議所4月度例会こだいらのB級グルメコンテスト、こちらは今回初めての承認で、小平で生産されたものを使用し、食と農を通じ、地域に愛着を持ってもらおうとする催しです。

次に、受付番号（89）から受付番号（99）までは、例年承認している催しです。

受付番号（100）をご覧ください。事業名、平成23年度着衣泳講習会、こちらは今回初の承認で、市民や小・中学校教諭を対象に、水の事故や水害等に遭遇した場合への冷静な判断、的確な泳法を身につけることを目的とするものです。

次の、受付番号（101）から終わりの（106）までは例年承認しております。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（14）事故報告I（2月分）について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（14）事故報告I（2月分）について、報告いたします。

2月の事故報告Iの交通事故、一般事故につきましては、資料No.12のとおりでございます。詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○内野教育部理事

それでは資料No.12に基づきまして、平成23年2月分の事故報告Iをご説明いたします。

今月は交通事故が小・中学校ともに1件もございませんでした。

続きまして、一般事故でございます。小学校で3件、中学校で2件報告されております。

その中で②の小学校一年生男子のことから、まずご説明いたします。生活科の授業中に竹トンボを自分でつくって飛ばそうとしていたところを軸から羽が外れて、自分の目に当たってしまったものということで、右目の前房出血ということでございました。2月10日の発生でございまして、救急車を要請し、当初眼圧が低下し、視力が0.01まで下がりました。2月14日には視力が1.0まで回復いたしまして、医師の所見では目の大切な部分は大丈夫だということで、経過観察を行っているところでございます。

続きまして、④の中学校2年の男子についてです。理科の授業中、これは酸化銅の還元の実験でございます。体調が悪くなり、呼吸が困難な状況になったということですが、同時に手足のしびれ等も生じておりました。救急車にて病院に搬送されておりました、過呼吸症候群ということでございます。

実験との関連性についてでございますが、この実験では二酸化炭素が発生する実験でござい

す。実験上の配慮としまして換気は十分に行っていたということが報告されております。総合的に判断しまして医師の所見では睡眠不足、または心因性のストレスとの関連もあるのではとのことです。実験は水曜日に行われておりますが、月曜日の段階から体調不良であったことから、実験が関連しているということではないということでございます。

私からは以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山田委員

教育長報告事項（２）東北地方太平洋沖地震の対応についてでございます。まずもってこのたびの東北地方太平洋沖地震に際しまして、小学校では保護者同伴で下校、そして中学校では集団下校と、速やかなご対応と、そしてその後のご報告をいただきまして、まことにありがとうございました。

さて、このたびの地震において、体育館のガラスが割れたなど、小耳に挟んでおります。そこで各小・中学校の通学路、あと建築物などの被害状況並びに、それにかかわる建築物の補修の結果なども出ておりましたら、教えていただけたらと思います。

○阿部教育庶務課長

建築物の被害の状況でございますが、ガラスにつきましては、例えば小平第一小学校でひびの入ったのが78枚、あるいは小平第三小学校等で昇降口付近のガラス等にひびが入ったという報告があり、私どもも確認いたしました。特に昇降口付近のものについては、危険があるため、地震のあった翌日には私どもも確認し、業者に発注いたしました。業者の方で昇降口付近の部分については修理が済んだところでございます。

また、主なものといいますか、あと幾つか例を挙げますと、例えばこれも同じ小平第一小学校でございますが、中校舎の外壁のひさしの仕上げ部分、表面部分と言っていいんでしょうか、その一部が落下したと、そういったものもございました。

あるいは校舎と渡り廊下をつなぐ部分、エキスパンションジョイント部分と申しますが、その部分がやはり揺れで一部ひびが入ったとの報告があり、我々も確認をいたしました。

その他、通学の部分につきましては、申し訳ありませんが特に報告等は入っていないところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

27校のうち何校で被害があったのか。それから社会教育施設の方の被害件数、それぞれの件

数、それから今小平第三小学校、今なぜ聞くかという、三小等でというお答えの仕方でしたので、具体的に何件あったかということ伺いたいです。

それから修理が何割ほど完了していて、どのくらいまだ修理が残っているのか。それを学校教育施設、社会教育施設等もお願いします。

○阿部教育庶務課長

被害があった学校は11校でございます。

中学校では被害があった学校は7校でございます。

それから修理につきましては、特に緊急の修繕を要するものについては、12日、地震のあった翌日にはガラスの修理等を発注いたしまして、そちらの方は7件についてはほぼ完了したというところでございます。

ほかの部分については申し訳ありませんが、今ちょっと手元に資料がないのですが、発注を順次行っているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

発注を順次行っているのですか。それとも、発注したけれども、修理が完了していないんですか。

○阿部教育庶務課長

例えば先ほど申し上げましたエキスパンションジョイント部分の亀裂等、あるいは壁の亀裂等は大きかりな修理等が必要で、あるいは壁の亀裂等は以前から入っていた亀裂なのか、今回の地震によって起きた亀裂なのか、その辺の確認も要するところでございます。その辺で私どもも業者とも確認しながら慎重に進めたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○小島体育課長

体育施設でございます。市民総合体育館、花小金井武道館、それから東部公園、萩山公園と、若干の被災がございました。内容でございます。市民総合体育館につきましては、まず、3階の温水プールでございます。地震の揺れでかなりのプールの水がこぼれたり、3階にあるプールへの配水管、それから4階機械室にある給配水管等の水漏れが生じました。これについては応急措置ということで、処理が終わってございます。

それから第一体育室、一番大きい体育室でございますけれども、その天井付近にあるキャットウォークという通路になっている部分で、電球を取り替えたりするための通路でございますが、そこを支えるブロックが破損しましたので、近日補修する予定でございます。3月中には市民総合体育館については改修が終わります。

それから花小金井武道館につきましては、外にあります非常階段のコンクリート部分が破損しまして、現在、応急措置が終わってございます。東部公園プールについては床のひび割れが若干生じ、これは開設前に改修する予定でございます。

萩山公園につきましては、正面玄関のガラスに若干のひびが入りましたが、割れるというところまでいってございませんので、応急措置で対応したところでございます。

以上でございます。

○阿部生涯学習推進課長

私どもの施設は、鈴木遺跡資料館と、平櫛田中彫刻美術館がございまして、鈴木遺跡資料館につきましては、建物、それから発掘した石器等は、いずれも被害がございませんでした。

平櫛田中彫刻美術館につきましては、建物の被害はございませんでした。展示作品のうち、平櫛弘子氏所有の作品が一つ倒れまして、人差し指が欠損するという、被害がございました。これにつきましては作者がご健在でございまして、その方のご厚意により無料で修理をしていただけるということになっております。

以上でございます。

○深谷中央公民館長

公民館 1 1 館については被害は特にございません。以上です。

○松原中央図書館長

図書館でございまして、いずれの図書館でも書架が倒れるとか、また本が落ちることもほとんどありませんでした。

ただ、東部市民センターの外壁に少し亀裂というか、ひびが見えたのですが、それが地震によるものなのかどうなのかがまだはっきりしておりませんので、たてもの整備課と確認をしております。

以上です。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

この震災に関する件で、ほかにご質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

では、私の方からちょっと 2 点ほど伺いたいんですけども。市職員の緊急応援体制、節電強化という目的で市の施設、教育委員会の施設も休館となっております、これが 3 月 31 日まで

ということですが、今後の対応、今後の開館ということになるのでしょうかけれども、そのあたりを詳しくお聞かせ願えませんか。

○関口教育部長

本日は定例会の前に災害対策本部が召集されまして、教育長以下、私も参加はしていましたが、途中で定例会がありますので退席しました。退席するまでの段階におきましては、4月1日から当面4月末まで、施設によっては若干違いますが、午前9時から午後5時まで開館を行うという方針が出されました。本日の4時をめどに市民への周知を行うというところまではおりましたけれども、4月以降は午後5時以降も開館したらどうかという意見もありまして、結論に至らないところで中座しました。基本的には開館をしていくということであります。

○伊藤委員長

今みんな不安を抱えているときですので、やはり市民の活気を、活力を取り戻すという意味でも開館ということは望ましいと思います。公民館活動等をいきがいとしている方もいらっしゃると思います。

それから2点目なんですけれど、これは指導課に関することになりますが、今回、児童・生徒にけががなく、教職員にもけががなかったということは本当にうれしく思っております。そして大変な震度の地震だったにもかかわらず、現場の先生方が落ちついて児童・生徒を誘導して下さって、これは本当に評価できることだと思います。しかし、これから余震も心配されておりますし、防災教育ということで、市民の皆さんもさらに関心を示すことと思っておりますけれども、この点で今現在の防災教育のあり方、それから今後の検討の予定がございましょうかということをお聞きします。

○内野教育部理事

今回幸いけが等もなかったものですから、これはやはり月例の避難訓練が非常に効果を上げていると思います。毎月設定を変えて地震であったり火災であったり、不審者等もありますけれども、今回は地震ということで速やかに、自分の頭を守ったり、机の下に隠れたりとか、そしてその後収まり次第、すぐに校庭に避難をしていることを考えますと、やはり基本的なことをふだんから訓練していて、それを実施したことでけが等がなかったと考えられます。改めて防災教育の必要性について、認識を新たにした次第でございます。

今後につきましても、防災教育は児童・生徒の生命を守るためにも必要なことですので、徹底していきたいと思っております。

また、この23年3月に東京都教育委員会が学校安全のマニュアルを作成いたしまして、あらゆる災害を想定した指導の手引きが発行されました。その中には放射線被爆への対応につきましても触れられておりますので、時宜を得た内容かと思っております。今後の学習内容に反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

放射線の話が出ましたが、再来年度実施の中学校の新学習指導要領で何年ぶりかに放射線に触れるということが、第一分野で復活するようですけれども、中学校理数に関しては前倒し、先行実施という部分があったかと思うんですけれども、この部分はもう先行実施されているでしょうか。

○谷口指導主事

平成22年度までは、まだこの先行実施という形で前倒しの内容には入ってはおりません。平成23年度からエネルギー資源という内容で、放射線の性質と利用について触れる内容が入ってまいります。

以上でございます。

○伊藤委員長

わかりました。また、来年度実施の小学校の新学習指導要領におきましても、くしくもといましようか、自然災害の防止それから地域の連携の強化とか、国土のところで災害防止とか、それから公民に関するようなところでの行政のこと、防災のことを取り上げているようですけれども、全体的な防災教育とあわせて社会科あるいは、小学校社会科、中学校理科等で、今回のことも踏まえて慎重に、かつ積極的にご指導していただくようお願いしたいと思います。

これ以外に報告事項においてご質問ございませんか。

○山田委員

教育長報告事項（1）に戻りまして、市議会3月定例会について、一つ私から意見を述べさせていただきます。

番号の20番の質問内容、一番最後のページになりますけれども、伝統文化としての祭などの位置づけ及び継承と観光行政について、こちらのいわゆる祭の件なんですけれども、先ほどの東北地方太平洋沖地震の震災におきまして、日本全国がもちろん自粛の方向にあると思います。ただ、祭とは元来毎年決まった日に人々が、例えば神社に集まって行う神を祭る儀式、こういったことを言うそうですけれども、このたび発生しました震災によって、こういった節電に代表されるような自粛というものは基本的精神にのっとりたよい傾向であると思いますが、いわゆる何でもかんでもこういった自粛ムード、こういった拡大解釈によって、長い目で見ると、経済効果的に大きなダメージを与えるものであると考えます。

市内で行われます催し物の趣旨などを十分考慮した上で、中止という決定の前に、ぜひ教育の視点からも大切なコミュニケーションの場を失わないためにも、元来の祭の意味である願いという、こういった部分を再確認しながら慎重に検討していただいて、今後決定をしていただきたい

と思っております。

これは全体的な今後の催し物に関して、そういった視点で考えていただけたらと思っております。

意見です。以上です。

○伊藤委員長

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

○森井委員

私も同じく3月定例会10ページの体育協会について述べられている答弁の中で、昨年4月から一般社団法人となり、現在公益法人化を目指しているというような答弁がありました。税制上の優遇措置が講じられるというほかに、市民の皆様に対して具体的にはどのようなメリットがあるのか、法人化に向けて、今後の取り組みについて、また今の時点でどのようなものがあるのかについて教えていただきたいと思っております。

○小島体育課長

体育協会が公益法人を目指すというところでございますが、体育協会は地域に根差したスポーツ活動団体であり、一番の担い手であるというふうに考えております。22年4月に一般社団法人化され、さらには市の事業の実績を積んでいただく中で、公益法人を目指しているところでございます。現段階では社団法人化されたばかりでございますので、市の事業等を積極的に担っていただきながら、さらには施設の管理まで担っていただきたいと考えております。また、市もそういうところでは組織強化など支援をしてまいりたいと考えております。

メリットとしては先ほど委員がおっしゃっていたとおり税制上の優遇措置がございます。あとはやはり市民の方の認知度が高くなるとともに、信頼も高まっていくものと思っております。

○伊藤委員長

市民のメリットですね。

○森井委員

そうです。市民の皆様には法人化することでのメリットがあるのでしょうか。

○小島体育課長

市民のメリットは、今後ということではございますけれども、今まで主体的に市が行ってきた事業を体育協会が担っていただくということで、市がスポーツ振興の新しい企画に取り組むところもございますし、直接市民と接する体育協会がそういった事業を担っていくことによって、市民ニーズに即した事業展開が図られていくことがメリットであると考えております。ま

た期待しているところでございます。

○有馬教育部理事

補足させていただきますが、これからは一定の事業を体育協会に担っていただくというような方向性が出ておりますので、行政がやるよりは弾力的ないろんな事業が展開されるというようなところもメリットになるのかと、そこが大きいと私どもは期待しております。

そういう面では、今後いろいろ体育施設等、それから事業を含めて指定管理者制度というところもありますので、そういう兼ね合いでいけばいいと思っています。

○伊藤委員長

始まって、歩み出してみないと見えてこない、わからない部分もこれにはあるかと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

○荒畑委員

3月の市議会定例会質問内容の9の日本共産党、木村まゆみ議員の「小学校給食は直営を堅持せよ」というところにつきまして、私の感想を申し上げたいと思います。

それは小学校給食あり方検討委員会の委員の方々が一生懸命いろいろと検討されているというのが、経過報告でわかります。小学校給食の調理業務を民間委託する場合のこともありまして、そういった検討をされていると思います。

もちろんいろいろな人がいて、直営に賛成、反対、またはいろいろな条件つきで民間委託がいいのではないかと、そういった建設的な意見を委員の方が皆さん持ち寄って、検討されており、教育委員会定例会のたびに、また資料を見せていただいて、非常に一生懸命やられているという感想を持っております。

特に、ただ単に賛成反対というのではなくて、やはり、衛生面・栄養面・安全安心面・おいしさの維持等、現行の給食の質を維持すること。また給食を教育活動に取り入れて、食育の推進が児童・生徒の健康・体力増進に大切であるということを指導していくこと。

それともう一つはやはり給食運営経費の節減とか、調理業務委託を請負契約でやった場合にプラスかマイナスかいろんな角度から検討をした上での民間委託がいいのではないかとということで、非常に建設的な意見が出ております。もちろん反対の方、賛成の方、またいろいろな条件つきで賛成の方とかということ、あり方検討委員会では十分に慎重に検討されて最終結論を出すのではないかと思います。ここに書いてありますように、やはり検討委員会としては、私としては一生懸命やられているので、その気持ちでこれからもぜひやっていただきたいという感想を持っております。

それからもう一つは、先ほど山田委員がおっしゃってございましたけれども、質問内容20の政和会の佐野議員のおっしゃっていた、伝統文化としての祭等の位置づけ、及び継承と観光行政に

ついてということですが、やはり先ほども言われましたように、こういった大震災でみんなの気持ちが沈滞しているような状況の中で、神社のお祭だけで景気が上がる最良の方法ではないと思いますが、ぜひこういったみんなが、地域の方が、多くの人を楽しんで、また伝統文化を継承できるような、こういったことを市としてもいろいろ慎重に考えなければいけないことがあると思いますが、ぜひ、積極的に推進していただければと思います。

ちなみに私が小平第三小学校に通学していた頃、上鈴木の稲荷神社の春の例大祭が必ず、4月14日に曜日に関係なく天王祭として行われ、「その地区の人は半ドンです」と先生にいわれ、家に帰りお祭の半纏を着て鼻におしろいをつけて、午後から参加したものです。

昔の絵にも描きましたが、多くの人を楽しみ、地域の絆、子どもの頃の懐かしい思い出として残っております。当時は人口が3万5,000人くらいですから、今18万3,000人と比べると、そんな簡単にいくことではないと思いますけれども、やはりそういった地域の行事と、また児童・生徒の参加についても学校の方でいろいろと検討していただき、そういったことでやられるといいのではないかと思います。

ですから、そういったことでぜひ皆さんの気持ちが明るくなるようなことを、あらゆる方向で考えていただければと思います。

以上です。

○伊藤委員長

ほかにごいませんか。

教育長報告事項に対して、ほかにご質問ご意見はございませんか。

○山田委員

教育長報告事項（8）仲町公民館・仲町図書館改築に伴う基本設計の説明会について、こちらで一つ確認させていただきたいと思います。

この説明会では市民の皆様の多種多様な意見への的確なご返答、ご対応をまことにありがとうございます。その中で私が以前も実は質問させていただいております、地下に予定している多目的室4ホールの設備に対して再度質問、確認をさせていただきたいと思います。

まず一点目、こちらのホールでは何がどこまでできる空間としてお考えでしょうかということと、今、基本設計の段階ではございますが、またそのためには設備として何が必要と考えられるでしょうか。現状で決まっていることがございましたら、確認をさせていただきたいと思います。

○深谷中央公民館長

そのホールにつきましては、公民館まつりの舞台発表ですとか、あるいはちょっとした音楽会などもできるように、想定しております。必要なものとして可動式の舞台、あるいは集中的に管理ができる照明装置や音響装置を考えております。

○山田委員

ありがとうございます。そうすると、そういった設備がある程度そろっているということで、イメージが大分つきました。

そうしますと、2点確認させてもらいたいのは、いわゆる可動式のステージがあるということで、その上手下手の袖の動線、上手下手のまず袖幕があるのかないのか、ない場合は上手から下手への動線とか、いわゆるその辺が気になってきます。もう一つピアノがあるのか、用意するのかしないのか。お答えいただけますでしょうか。

○深谷中央公民館長

動線についてはまだ検討しておりません。ピアノにつきましては、ホールに設置するかは別としまして、この公民館、新しい施設には設置するという事で考えております。

○山田委員

ありがとうございます。すみません、このように質問させていただくのは、今回このホールに関してのみというわけではなく、実は日本全国のいわゆる多目的ホールというあり方が、私がふだん仕事をしている、舞台を経験させてもらっている目線から申しますと、多目的ホールというのは、実は多目的といいつつも、余り何もできないホールというものの認識が実はあります。否定しているわけではないのですが、実際のところ何でもできる多目的なホールというのは、例えばちょっと規模が違いますが、オペラハウスがそれに本当に値するものだと思っています。オペラというものがすべてオーケストラから照明、総合芸術と言われておりますので、照明音響すべて含んでいるものですので、そういったホールであれば、確かに何でもできるんですね。

そういった意味で今回多目的室ということで、どこまでできるのか、いわゆる使い勝手の問題を非常に気にして、細かい質問をさせていただきましたが、ぜひ今後、袖の件とかもまだ未確定な部分もあると思いますので、専門家の意見もぜひ聞きつつ、今回の規模でつくるのであれば、利用者がより使いやすいものになったらいいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○伊藤委員長

ほかにございませんか。

○森井委員

教育長報告事項（7）小平市特別支援教育総合推進計画前期計画の策定についての第3章、計画の基本理念と施策の体系の46ページに記載されています、新規事業であり、重点事業でもある特別支援教室モデル事業について、初めて伺う内容ですので、教えていただきたいと思っております。

○島川教育部参事

46ページ、特別支援教室モデル事業についてでございます。現在は、子どもが通級指導学級に通い、通級指導学級の担任から指導を受けるという形でございますが、今回モデル事業として実施を予定いたしておりますのは、子どもが在籍する学校に通級指導学級の担任が出向いて授業をするという形式でございます。

以上でございます。

○森井委員

現在のところで実施する予定の学校や、時期などが決まっていることがありましたら教えていただきたいと思います。

○島川教育部参事

現在、最終的な詰めをしている段階ですが、現在の通級指導学級1校で実施する予定でございます。

○森井委員

具体的に伺えますでしょうか。

○島川教育部参事

現在、想定して最終的に詰めておりますのは鈴木小学校でございます。

○伊藤委員長

鈴木小学校は既に少しそういう試みを始めておりますね。

○島川教育部参事

鈴木小学校で現在取り組んでいるのは、通級指導学級の担任の先生方が近隣の学校に出向いて、担任の先生等にアドバイスをするというものです。まだ具体的な事業までには至っていないというのが現状でございます。

○伊藤委員長

ほかにこの特別支援教育総合推進計画についてのご質問、ご意見ございませんか。

では、教育長報告事項でほかにご質問、ご意見ございませんか。

○山田委員

恐れ入ります。教育長報告事項（13）後援名義の件なんですけれども、一つ私の知り得る範囲でお伝えいたしますと、一番最初、88番、こちらの小平青年会議所の4月の例会、初めての承認ということでございましたが、こちら4月23日延期ということを私は耳に挟んでおりまし

て、確認をさせてもらいましたので、また改めてこちらの団体からは報告があるかもしれませんが、一応お知らせいたします。

○伊藤委員長

ほかにご質問ありますか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは以上で、(1) から (14) までの教育長報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○伊藤委員長

次に、協議事項(1)小平市立小平第八小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについてを議題といたします。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

協議事項(1)小平市立小平第八小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについてを説明いたします。

このたび、小平市立小平第八小学校校長から学校経営協議会を置く学校として指定を受けたい旨の申請が、資料No.16のとおりございました。

小平第八小学校は、平成22年6月より、文部科学省の委託研究事業である「コミュニティ・スクール推進事業」を受託し、コミュニティ・スクールについての研究を進めてまいりました。

平成23年3月8日までに、計12回の推進委員会を開催し、協議を重ねております。研究に当たっては、推進委員及び教職員が、先進校の視察や全国の文部科学省フォーラムに積極的に参加し、コミュニティ・スクールに対する理解を深めるとともに、小平第八小学校らしいコミュニティ・スクールについて、研究を深めてきました。小平第八小学校はこれまでも、地域に開かれた学校として、青少年対策八小地区委員会の活動、八小地区「子どもみまもりネットワーク実行委員会」による見守りの活動、放課後子ども教室、土ようひろばの活動など、地域と保護者、学校と連携した取り組みが盛んに行われており、既にコミュニティ・スクールを実施する土壌が形成されているといえます。

また、推進委員からは、コミュニティ・スクールとしての指定を受けることにより、さらなる教育活動の充実、組織の活性化が図られることから、平成23年1月より学校経営協議会の試行を行いました。

そのことから、これまでの取り組みや経過を踏まえ、小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針に掲げる理念、小平市学校運営協議会規則第3条第1項各号に掲げる事項を達成する

ことができると認められるため、平成23年5月1日に指定を行うことが、望ましいと判断したものでございます。

なお、小平第八小学校を学校経営協議会を設置する学校として、指定するものとして、手続を進めるにあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第9項の規定により、東京都教育委員会に協議書を提出することとなります。

以上、小平市立小平第八小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、ご協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

小平第八小学校は人権教育とともに二つの研究を今年度進めてきたわけですし、その中でよくここまでの形にしてきたと思いますが、今まで保護者、地域に向けての勉強会、あるいは説明会を、何回して、保護者地域の方から出た質問に対して十分理解を進めるような返答ができていますでしょうか。

○内野教育部理事

今年になりまして、学校経営協議会を試行する形で進めてきております。保護者あるいは地域の方への説明会、勉強会ということだと、この資料の4ページ、5ページに年間の経過がまとめられており、10月21日及び11月17日に保護者向けの地域における説明会が開催されております。

その後は、勉強会という性格のものとしては見当たらないかもしれませんが、説明会の中に勉強会的要素が含まれると解釈しております。

この報告書の7ページのところの下の方に、保護者及び地域住民の意向の状況というところで、八小コミュニティ・スクール制度説明会及び教育活動報告会ということが示されております。10月31日の保護者向け、11月17日の地域向け、そして3月4日の保護者地域向けの説明会についてまとめられておりますので、ご案内申し上げます。

以上です。

○伊藤委員長

ありがとうございます。小平市では学校運営協議会をあえて学校経営協議会と名称を変えて行っております。しかしながら、文科省の説明とか制度の名前は学校運営協議会となっておりますが、保護者地域の皆さん、あるいは教員自身もこの辺の混乱はないでしょうか。いつか小平第三小学校で研究発表会があったときに、パワーポイントでの発表でもその辺の混乱を少々見ることがありましたけれども、このあたりは抽象的な質問で恐縮ですが、なかなか実態はわかりにくいとは思いますが、説明会等でその辺の質問の記録はありませんか。

○白倉指導課長補佐

説明会等において学校経営協議会、学校運営協議会ということについて、意味がわかりづらいというような質問を受けたというような話は聞いておりません。しかしながら、小平市学校運営協議会規則にもございますが、その中で国の制度、学校運営協議会というのを小平市が学校経営協議会と称しているという話は説明会資料等についてはつけ加えさせていただいて、学校の方から保護者等に説明をしているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

わかりました。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、このことにつきましては提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

以上で協議事項（１）を終了いたします。

（議案）

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第６５号、小平市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第６５号、小平市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

「小平市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第１条は、教育長に委任しない事務を規定しておりますが、市政情報の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定は、教育委員会の名において行うのが望ましいことから、委任除外事務に加えるものです。

また、第２条において、これらの決定と、決定に対する不服申立てを、教育長が専決できることとすることによって、事務の効率かつ円滑な執行を図ります。

この改正にあわせて、「教職員並びに事務局及び教育機関の職員の人事に関する事」のうち、委任事務から除外され、かつ専決できる事務からも除外される事項を、第2条第1項から第1条に規定し直すとともに、第2条第1項を、専決できない事務を列挙する形から専決できる事務を列挙する形に変更するなど、所要の整備を行います。

なお、施行期日は平成23年4月1日でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

—なしの声あり—

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し討論に入ります。

—討論省略の声あり—

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第65号、小平市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

—異議なしの声あり—

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第66号、平成23年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方について、阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第66号、平成23年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方についてを説明いたします。

本案は、例年ご審議いただいております小平市教育委員会の教育目標等につきまして、平成23年度を迎えるに当たり、平成22年度のものを見直しを行ったものでございます。

今年度は、お手元の議案に添付しております資料のとおり、何点か文言の修正、整理を行ったところでございます。

お手元には、2部資料がございます。後ろの資料に新旧の加除訂正の箇所と文言を説明してございますので、そちらをご覧ください。

まず、教育目標でございますが、変更等はありません。

次に「基本的な考え方」について、順にご説明いたします。

まず、基本的な考え方1につきまして、変更はありません。

次に基本的な考え方2では、四角で囲んだ部分、(2)及び(7)につきましては、一部文言を修正してございます。(4)の部分では、特別支援教育の推進について表現を修正・追加してございます。

基本的な考え方3につきましては、変更はありません。

基本的な考え方4につきまして、(7)の研修の名称を変更してございます。

次に「学校教育の推進事項」について、ご説明いたします。

今年度は、施策及び推進事項の整理・統合を行いました。また、教育委員会の施策を受けて学校の推進事項を列挙しているのが分かるように、「教育委員会の施策」を左側に、「学校における推進事項」を右側に記載しました。

また、小平市教育委員会の重点施策である「小・中連携教育」の五つの視点をわかりやすく表示いたしました。

後ろの資料と合わせてご参照ください。

次に、社会教育の推進事項でございますが、一番右の教育委員会の施策に一部追加・変更がございます。主なものといたしましては、一番上の中項目「学習・文化活動の振興」の「ミュージアムグッズの作成」、3番目の中項目「スポーツ・レクリエーション活動等の振興」の「東京国体の開催準備」及び「多摩六都スポーツ大会の開催」。大項目「社会教育施設の整備・充実」の中項目「学習・文化施設の整備・充実」の「仲町公民館・図書館の建替え」(実施設計)を追加いたしました。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

○森井委員

基本的な考え方2の(4)で、訂正して追加になっている部分があるのですが、その部分を読み上げますと、「特別支援教育を円滑に進める子供理解を徹底し、」という文章なのですが、「進めるための」とか、「ために」というような文章を入れた方がわかりやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○島川教育部参事

特別支援教育を円滑に進めるために、というふうに入っていた方がやはり委員がご指摘のとおり

りわかりやすと思いますので、「ために」を入れさせていただきます。

○森井委員

よろしくをお願いします。

○伊藤委員長

ほかにご質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し討論に入ります。

私の方から意見として申し上げたいんですが、施策の基本的な考え方4の市民の教育参加、学校経営の改革の推進を、施策の方向として（4）コミュニティスクールの取り組みを推進するということが示されておりますが、ここで第六小学校、第四小学校、第三小学校、そして第八小学校も出てきておりますけれども、進んできたところで、やはりこの辺で検証をしてみた方がいいのではないかと考えております。今年度の基本的な考え方としては進めるということではよろしいんでしょうけれども、第八小学校の指定の後に、今コミュニティスクールをしている学校のさまざまな部分、コミュニティスクールとしたことで、どのような効果があったのか、あるいはほかの問題点、課題などを総括していく必要があるのではないかと考えております。今後のご検討の一部に加えていただけたらと思います。

ほかにご意見ございませんか。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第66号、平成23年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第67号、小平市立学校用地の用途廃止について。阪本教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第67号、小平市立学校用地の用途廃止についてを説明いたします。

本案は、東京都告示第1259号、道路法第18条1項の規定により、小平第三小学校用地の一部を都道杉並あきる野線道路用地として、東京都に売り渡すために用途廃止し、地方自治法第238条の2第3項の規定に基づき、市長に引き継ぐものでございます。

当該土地は、お手元の資料に表示した場所で「回田町117番1のうち」と「回田町117番2のうち」となっております。

こちらは、第三小学校の校庭南側に位置し、一部校庭として使用されております。

当該土地を売り渡すことで、学校用地の面積は1万1,960.84平方メートルから1万1,550.41平方メートルに変更になります。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第67号、小平市立学校用地の用途廃止について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第68号、小平市立小平第四小学校を学校経営協議会を置く学校として再指定することについて。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第68号、小平市立小平第四小学校を学校経営協議会を置く学校として再指定することについてを説明いたします。

本件は、前回の教育委員会定例会において、了解いただきました結果を受けまして、東京都教育委員会との協議が整ったことから、小平市立小平第四小学校を、学校経営協議会を置く学校として、再指定を行うものでございます。

なお、指定期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間でございます。以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第68号、小平市立小平第四小学校を学校経営協議会を置く学校として再指定することについて、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。15時55分まで休憩といたします。

ありがとうございました。

午後3時35分 休憩